

土木工事標準積算基準書使用にあたっての留意事項

- ・ 本県の土木工事標準積算基準書は、基本的に国土交通省の基準書に準拠しています。
- ・ 本県では、国土交通省の市販版を使用することとします。
- ・ 下記事項においては、佐賀県独自の取扱い及び運用等を定めていますので、使用にあたっては留意してください。

基準書ページ	留 意 事 項
<p>・ I-1-①-1</p>	<p>【文の一部読み替え】 1 適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「国土交通省直轄」となっているため、これを「佐賀県県土整備部（港湾事業等の海上工事等及び建築工事を除く）」と読み替える。 <p>【項目及び本文の削除】 2 基準の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準の適用日については、佐賀県独自の取扱いがあるため、この項目を全て削除。
<p>・ I-1-②-2</p>	<p>【項目及び本文の削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「(3)維持工事（複数年度の国債工事）」の請負工事費の構成について、本県の取扱いと違うため、この項目を全て削除。
<p>・ I-2-①-1 ～ I-2-①-2</p>	<p>【本文の一部削除】</p> <p>① 直接工事費 1 材料費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「(2)価格」中の「入札時（入札書提出期限日）」を「公告時」と読み替える。 ・ 「(2)価格」中の「なお、設計単価は…」～「(5) 価格変動が著しい場合…価格を採用する。」を削除。 <p>① 直接工事費 2 歩掛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「見積りの場合は、原則として…」～「なお、単価等に…によるものとする。」を削除。 <p>(材料費の単価決定要領が異なるため。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「佐賀県庁ホームページ>しごと・産業>入札・補助金・公募事業>入札>建設工事関連入札制度等>積算等技術案内>公共工事及び設計業務等委託の積算について」内の添付ファイル「設計単価決定要領」による。
<p>・ I-2-①-4</p>	<p>【本文の一部訂正】 5 諸雑費及び端数処理</p> <p>(1) 諸雑費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「1) 諸雑費の定義」中の「…及び端数処理を兼ねて一括計上する」を削除し、「…のため計上する」とする。 (本県では諸雑費による端数処理をしていないため。) ・ 「2) 単価表」を全文削除。 ・ 「3) 内訳書」を、2) の削除に伴い3) を2) とする。

基準書ページ	留意事項
<p>・ I-2-①-4</p>	<p>【本文の一部訂正】 5 諸雑費及び端数処理 (2) 端数処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「1)」の文章を削除し「単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。ただし、施工パッケージ単価表の単価は、有効数字4桁、5桁目以降切り上げとする。」とする。 ・ 「3)」の土木工事標準単価については、文章を削除し、設計単価等決定要領「佐賀県庁ホームページ>しごと・産業>入札・補助金・公募事業>入札>建設工事関連入札制度等>積算等技術案内>公共工事及び設計業務等委託の積算について」内の添付ファイル「設計単価等決定要領」による。 <p>【本文の一部訂正】 6 注意事項 (1) 歩掛の中で率計上となっている諸経費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべて削除し、「諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の煩雑さを避けるため率計上するものである。」とする。
<p>・ I-4-①-1 ～ I-4-⑥-2</p>	<p>【第4章（随意契約方式により工事を発注する場合）をすべて削除。】 （随意契約の諸経費取扱いが異なるため。） ・ 「佐賀県庁ホームページ>しごと・産業>入札・補助金・公募事業>入札>建設工事関連入札制度等>積算等技術案内>設計積算図書及び土木工事に関する本部内通知及び要領等について」内の添付ファイル「近接工事の間接工事費等の調整要領」によること。</p> <p>【本文の一部削除】</p> <p>① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸経費の調整計算の方法の「総価契約単価合意方式における調整計算の方法」を全文削除 <p>③ 工事請負契約書第25条…～⑥ 請負代金の減額変更を請求する場合…を全文削除 (佐賀県の運用が異なるため)</p>
<p>・ I-5-①-1 ～ I-5-②-35</p>	<p>【第5章（数値基準等）をすべて削除。】 (数値基準が異なるため)</p>
<p>・ I-8-①-1 ～ I-8-①-2</p>	<p>【第8章（時間的制約を受ける公共工事の積算）をすべて削除。】 (積算方法が異なるため)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「佐賀県庁ホームページ>しごと・産業>入札・補助金・公募事業>入札>建設工事関連入札制度等>積算等技術案内>公共工事及び設計業務等委託の積算について」内の添付ファイル「時間的制約を受ける工事の積算について」によること。 ※・ 令和2年7月10日付け建設技第932号「時間的制約を受ける工事の積算について（通知）」による。【土木工事積算資料に掲載】 ・ 農業土木、森林土木についても同様とする。
<p>・ I-13-①-1 ～ I-13-①-5</p>	<p>【第13章（総価契約単価合意方式）をすべて削除。】</p>
<p>・ 全体事項</p>	<p>【建設機械の排出ガス対策型の取扱いについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書の第40節「環境対策」の表1-2及び表1-3に示す建設機械について、基準書に指定があるものはその基準とし、指定がないものは1次基準で運用することを基本とする。